

公調委令和５年（セ）第６号鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

理 由

第１ 当事者の求める裁定の趣旨

１ 申請人ら

（１）被申請人は、申請人 a に対し、３３０万円及びこれに対する令和５年７月１日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払え。

（２）被申請人は、申請人 b に対し、３３０万円及びこれに対する令和５年７月１日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払え。

２ 被申請人

（１）本案前の答弁

主文同旨

（２）本案の答弁

本件裁定申請をいずれも棄却する。

第２ 事案の概要

本件は、被申請人が運営する病院の近隣に居住する申請人らが、同病院の建物の屋上に設置された空調設備から発生した１／３オクターブバンド周波数分析による１２５Ｈｚのバンドの音により、精神的苦痛及び身体的苦痛を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、申請人らそれぞれにおいて、慰謝料３００万円及び弁護士費用３０万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求める責任裁定の申請をした事案である。

１ 前提事実（当事者間に争いがない事実、文中掲記の各証拠及び手続の全趣旨

により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 申請人ら

申請人 a は住所地所在の自宅（以下「申請人ら宅」という。）に居住し、自宅付近の畑で農業を営んでいる。

申請人 b は申請人 a の妻であり、申請人 a とともに申請人ら宅に居住し、農業を営んでいる。（手続の全趣旨）

イ 被申請人等

被申請人は、千葉県鎌ヶ谷市〇〇（申請人ら宅から約●m離れた位置）に所在する「c 病院」（以下「本件病院」という。）を運営している（甲 C 1 及び 2）。

なお、本件病院は、平成●年●月に建物が新築され、同年●月に開院されたところ、当時の本件病院の設置運営主体は社会医療法人社団 d であったが、令和●年●月●日、医療法人 e が社会医療法人社団 d を吸収合併し、さらに、令和●年●月●日、被申請人が医療法人 e を合併した（以下、各当時の法人を含めいずれも被申請人と呼称する。甲 C 1 及び 2）。

(2) 申請人ら宅及び本件病院の状況等

ア 申請人ら宅

申請人ら宅敷地内には、2 階建ての建物が 2 棟（本件病院に近い方が作業場、他方が申請人ら自宅建物）、平家建ての建物が 1 棟あり、申請人ら宅と本件病院の間に申請人ら所有の畑がある（甲 A 2 及び 3、甲 C 1）。

イ 本件病院

本件病院の屋上には、冷却塔（クーリングタワー）、冷温水発生機、ポンプ・モーター、蒸気ボイラーと給湯ボイラー排煙用の煙突等の音の発生源となる空調設備（以下これらを合わせて「本件設備」という。）がある。本件病院の屋上の外壁付近には高さ約 4 m の防音壁（以下「本件防音

壁」という。)が設置されているが、本件設備のうち冷却塔、冷温水発生機及び煙突の高さは本件防音壁の高さと同じかそれ以上である(甲C 1)。

なお、被申請人は、本件病院について、平成19年5月9日、鎌ヶ谷市長に対し、鎌ヶ谷市公害防止条例(昭和47年鎌ヶ谷市条例第34号)16条1項に基づく騒音に関する特定施設の新設の届出をし、受理された(乙28及び29)。

ウ 申請人ら宅と本件病院の位置関係

申請人ら宅から●側へ直線距離で約●m離れた位置に、本件病院がある。申請人ら宅と本件病院の間には、f線、g線及びh線の各鉄道があり、申請人ら宅の●側かつ本件病院の●の方向にはこれらの各鉄道のj駅がある。また、周辺には自動車の交通量の多い幹線道路(国道●号線)が存在し、海上自衛隊下総航空基地を離発着する航空機が周辺上空を通過する。(甲A1から3まで、甲C1、乙2及び3)

(3) 騒音に関する基準等

ア 申請人ら宅及び本件病院のある地域は、都市計画法上の市街化調整区域であり、環境基本法に基づく環境基準(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)における地域類型では、「C」(相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)に該当し、その環境基準値は、以下のとおりである(いずれもA特性(聴覚感度特性を反映した周波数重み付け特性)の等価騒音レベル(変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値))。(甲C1、公知の事実)

昼間(午前6時から午後10時まで) 60dB以下

夜間(午後10時から翌日の午前6時まで) 50dB以下

イ 鎌ヶ谷市公害防止条例2条(5)号、10条1項、同条例施行規則6条によれば、特定施設(工場又は事業場に設置される機械及び施設のうち騒音等

を発生する機械若しくは施設）が存在する地域が市街化調整区域である場合、その敷地境界における騒音の規制基準値は、以下のとおりである（いずれもA特性。騒音の大きさの決定は、騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値。甲C 1、公知の事実）。

昼間（午前8時から午後7時まで） 60 d B以下

朝（午前6時から午前8時まで）及び夕（午後7時から午後10時まで） 55 d B以下

夜間（午後10時から翌日午前6時まで） 50 d B以下

（4）申請に至る経緯

ア 申請人らの苦情申入れ

被申請人は、本件病院が開院した平成●年●月、本件設備周辺に防音壁を設け、ボイラー室の壁に吸音材を設置するなどの防音対策を講じていたところ、平成30年2月以降、申請人らから、本件設備から騒音が発生しているとの苦情を受けるようになった。

申請人aは、平成30年2月23日付け書面で、被申請人に対し、要望事項を伝えていたところ、その中には、「冷温水発生機の排気筒に冷温水機用低圧損の消音器を設置する。消音器の減退量は125 Hzで10 d B型とする」という対策案が含まれていた。（甲C 1、乙4及び5）

イ 申請人らの騒音測定

申請人らは、平成30年8月30日午前9時30分から正午の間、株式会社kに依頼し、本件病院の屋上等11か所（いずれも防音壁の内側）及び申請人らの畑で騒音の測定をした（以下「申請人ら測定①」という。測定時間は各3秒間。本件病院屋上等のA特性等価騒音レベルは65.8 d Bから78.5 d B、畑のA特性等価騒音レベルは41.7 d Bから45.2 d B。甲B 4、甲C 1）。

ウ 被申請人の対応

(ア) 被申請人は、平成30年10月5日午前11時23分から午後1時の間、n株式会社に依頼し、本件病院の屋上11か所で騒音の測定をした（以下「被申請人測定①」という。有効実測時間は4分26秒から10分の間。本件病院屋上の防音壁の内側のA特性等価騒音レベルは75.7dBから83.3dB、防音壁の外側（申請人ら宅方向）のA特性等価騒音レベルは64.3dBから68.8dB。乙25、甲C1）。

(イ) 被申請人は、平成30年12月28日頃以降、申請人らに対し、被申請人側が一定の対策をすること、話し合いで解決することなどを提案したが、申請人らは承諾しなかった（乙4、乙10から13まで、手続の全趣旨）。

(ウ) 被申請人は、令和元年6月から同年9月にかけて、防音対策の補強として、以下の①から④までの工事を実施した（甲C1）。

- ① 給湯ボイラーの排気筒に消音器を設置する工事（乙14、17、18、21）
- ② 防音壁の申請人ら宅方向の約80cmの開口部に防音パネルを設置する工事（乙15、19、22）
- ③ 冷却水送水ポンプ周辺を防音効果のあるブロックで囲む工事（乙15、20、22）
- ④ 冷却水送水ポンプ2台のモーターのベアリング、外扇ファン及びカップリングゴム・ボルトナットを交換してモーターを整備する作業（乙16、23）

(エ) 被申請人は、上記各工事終了後の令和元年9月16日午後1時19分から午後2時51分頃の間、n株式会社に依頼し、本件病院の屋上11か所で騒音の測定を行った（以下「被申請人測定②」という。有効実測時間は各5分間。本件病院屋上の防音壁の内側のA特性等価騒音レベルは70.9dBから79.1dB、防音壁の外側（申請人ら宅方向）の

A特性等価騒音レベルは62 dBから67 dB。乙26)。

被申請人測定②の本件病院の屋上の防音壁の外側（申請人ら宅方向）4か所のA特性等価騒音レベルの値は、それぞれ、被申請人測定①と比較して、64.3 dBから62 dB、67 dBから64.9 dB、68.8 dBから67 dB、67 dBから64.6 dBに減少した（乙25、26）。

エ 申請人らの訴訟提起及び判決の確定

（ア）申請人らは、本件設備から発生する騒音に関する損害賠償や、騒音の発生防止措置の実施等を求めて、令和元年●月頃、被申請人を被告として、訴訟を提起した（東京地方裁判所令和元年（ワ）第●号損害賠償等請求事件。以下「前訴」という。甲C1、乙8、手続の全趣旨）。

（イ）前訴において、申請人らは、被申請人に対し、それぞれ、慰謝料300万円及びこれに対する令和元年●月●日からの遅延損害金の支払いを求めたほか、「冷温水発生機の排気塔に冷温水器用低圧用の消音器を設置し、消音器の減衰量を125 Hzで10 dB型とすること」などの措置を実施することを要求していた（甲C1、乙8）。

（ウ）前訴においては、申請人ら測定①、被申請人ら測定①及び②の各報告書に加えて、申請人らが令和2年8月19日午前10時から午後1時までの間、申請人ら宅及び畑で等価騒音レベルの測定を行った結果（以下「申請人ら測定②」という。測定時間は各10分間。申請人ら宅1階（窓閉）32.6 dB、同（窓開）36.3 dB、申請人ら宅2階（窓閉）32.9 dB、同（窓開）37.5 dB、申請人ら畑41.3 dB。）が証拠として提出されていた（甲C1、手続の全趣旨）。

（エ）さらに、前訴は調停に付されたところ（東京地方裁判所令和2年

（ノ）第●号）、令和3年2月4日午前10時から午前11時30分までの間、同事件の調停委員会によって、本件設備の運転状況の強弱を調

整し、申請人ら宅の窓を開け閉めするなどして、申請人ら宅及び畑で騒音の測定が実施された（以下「前件調停委員会測定」という。測定時間は５分から１５分間。暗騒音を除いて鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則の「騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする」という規定に従い評価した騒音の大きさ（代表値）は、いずれもＡ特性音圧レベルで申請人ら宅２階寝室内（窓開・本件設備強運転）３３ｄＢ、同（窓閉・本件設備強運転）２７ｄＢ、同（同・本件設備弱運転）２４ｄＢ、申請人ら畑内（本件設備強運転）４２ｄＢ、同（本件設備弱運転）３９ｄＢ。乙１）。

その後、調停期日が設けられたが、令和３年６月３日、調停が成立しないものとして調停事件が終了した。（甲Ｃ１、乙１、２７及び３３）

（オ）前訴では、申請人ら測定①及び②並びに被申請人測定①及び②、前件調停委員会測定の結果が調べられた上、令和３年●月▲日、口頭弁論が終結し、令和３年８月２７日、申請人ら畑における本件設備の騒音以外の騒音を含む環境騒音は、前件調停委員会測定並びに申請人ら測定①及び同②のいずれもが騒音環境基準を下回り、申請人ら測定①が閑静な住宅地の昼と静かな事務所の中のほぼ中間の値であるが、前件調停委員会測定及び申請人ら測定②は閑静な住宅地の昼の値に近似し、申請人ら宅における同様の環境騒音は、前件調停委員会測定及び申請人ら測定②のいずれもが騒音環境基準を下回り、閑静な住宅地の昼の値を下回っているところ、申請人ら宅内の夜間の騒音レベルは更に下回るものと推定され、これら環境騒音の^{けんそう}喧噪感のレベルは相当低く、通常は人に不快を与える程度の騒音とはいえ、そこに含まれる本件設備の騒音が申請人らの主張する被侵害利益である健康被害との間に直ちに相当因果関係があるとはいえないこと、他方で、被申請人が防音対策を補強する工事等を行ったことに加え、被侵害利益の性質と内容、本件設備の公共性の内容

と程度、地域環境（前記（２）及び（３））、被申請人が既に騒音低減のために行った措置の内容と効果（前記ウ）等を総合的に考察して、申請人らが一般社会生活上受忍すべき程度を越える被害を被っているとは認められないとして、請求棄却の判決が言い渡された。

この判決につき、申請人らは控訴せず、後日、同判決が確定した。

（甲Ｃ１、手続の全趣旨）

オ 申請人らは、令和５年７月１８日、本件責任裁定を申請した（顕著な事実）。

２ 当事者の主張

（１）申請人らの主張

ア 主位的主張

申請人らは、３０年以上前（遅くとも平成５年）から申請人ら宅に居住し、自宅近辺で農業を営み、基本的に一日中自宅又は近くの畑で過ごしているところ、本件病院が開業する前は、自宅近隣から気になるような音が聞こえることはなかったが、本件病院開業後の平成２９年夏頃から、本件病院から発生するキーンという耳鳴りのような音が気になり始めた。被申請人がポンプのベアリングを交換した同年１０月以降、その音は聞こえなくなったが、申請人らは、同年１１月下旬頃から、本件病院から発生する低音が気になりだし、その低音のため、不眠、頭痛や神経性胃炎に悩まされるようになった。

申請人ら代理人が、申請人 a から依頼を受け、令和５年１月２８日から同年２月３日にかけて、申請人ら宅の作業場内において、低周波音測定を実施したところ、１２５Ｈｚのバンドの音（定義上、低周波音には含まれないが、非常に低い音）が、申請人ら宅内に、昼夜を問わず、ほぼ恒常的に、人に悪影響を生じさせる可能性のあるレベルとされる感覚^{いき}閾値（２２．１ｄＢ）を大きく上回る４０ｄＢから４５ｄＢで存在し、かつ、その

音によって申請人らが身体的被害を受けていることが裏付けられた。

申請人 a は不眠、頭痛、神経性胃炎及びイライラ感、申請人 b は神経性胃炎及びイライラ感という多大な精神的苦痛及び身体的苦痛を被り、人格権が侵害されている。

このような申請人らの被った精神的苦痛及び身体的苦痛（令和 5 年 6 月 30 日まで）を慰謝するのに足りる慰謝料の額としては、申請人ら一人当たり 300 万円が相当である。また、弁護士費用として一人当たり 30 万円が相当である。

なお、前訴では騒音（周波数分析をしない、全ての周波数を統合した音であり、A 特性音圧レベルで示されるオーバーオールあるいはオールパスの音。以下「オーバーオールの騒音」という。）が問題となったが、本件裁定申請では定義上は低周波音に含まれないが特定の非常に低い周波数の音（1／3 オクターブバンド周波数分析による 125 Hz のバンドの音）による被害を主張しており、紛争の対象が異なるから、本件裁定申請においても、前訴の口頭弁論終結日（令和 3 年●月▲日）以前の加害行為により生じた被害も含め、令和 5 年 6 月 30 日までの被害に係る損害賠償を請求する。

イ 予備的主張

前訴と本件裁定申請では紛争の対象が異なるとの主張が認められない場合は、本件裁定申請においては、前訴の口頭弁論終結日翌日（令和 3 年●月■日）以降、令和 5 年 6 月 30 日までの被害に係る損害賠償として主位的主張と同額を請求する。本件は継続的不法行為であるから、侵害行為が日々新たに生じ、これに対応する慰謝料請求権も日々発生するため、口頭弁論終結日翌日以降に発生した事実については前訴判決の既判力は及ばない。

（2）被申請人の主張

ア 本案前の主張

前訴判決で、被申請人の本件設備から発する音によって生じる健康被害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等の不存在について既判力が生じているところ、本件裁定申請で申請人らが主張する125Hzは低周波音ではない上、音も低周波音も空気振動による現象である点で共通していることからすれば、前訴と本件裁定申請は、被申請人の本件設備から発する音による健康被害を理由とする点で一致している。本件裁定申請にも、前訴の確定判決の既判力が作用し、本件裁定申請は実体審理に入るまでもなく却下又は棄却されるべきである。

また、前訴の口頭弁論終結日の翌日以降の被害に関する主張についても、前訴の口頭弁論終結時以降の事情の変更はないこと、申請人らは前訴で主張し得たはずである事実をもって本件裁定申請をしていること、本件裁定申請は実質的には二重の提訴であり、速やかな法的安定を図る必要があることからすれば、却下判断をする等、実体審理に入るべきではない。

イ 本案の主張

前件調停委員会測定の報告書によれば、申請人ら宅及び畑における騒音レベルは、本件設備から発生している騒音以外の音を含めても閑静な住宅地の昼の値に近似する又は下回っているものであり、申請人らが本件設備から発生している騒音によって身体的被害を受けることはあり得ない。また、申請人ら宅と本件病院との間には相当の距離があること、申請人ら宅周辺には本件病院以外にも鉄道、道路、自衛隊航空基地など多数の音源が存在していること、被申請人はこれまで誠実に申請人らとの話し合いを進め、相当額の負担の下、騒音防止策を講じたこと、本件病院は公共性の高いものであることなどからすれば、本件設備と申請人らが主張する損害との間の因果関係は認められず、又は、因果関係が認められるとしても受忍限度内のものであるため、被申請人が不法行為責任を負うことはない。

第3 当裁定委員会の判断

1 申請人らの令和3年●月▲日以前の被害に係る請求について

(1) 前訴において、申請人らは、「平成29年夏頃から、本件病院から発せられるキーンという耳鳴りのような高音が気になり始めたが、同年10月頃に静まった。」「平成29年11月下旬頃から本件病院を音源とするドンドンという低音が気になり、不眠、頭痛や神経性胃炎に悩まされるようになった。」と主張して、本件設備からの騒音によって精神的苦痛及び身体的苦痛を被っていると主張していた（甲C1【4頁】、乙8）ところ、この主張は本件における申請人らの主張（前記第2の2（1））とほぼ同じである。

(2) そして、前訴の請求については、前記前提事実のとおり、申請人ら測定①及び②並びに前件調停委員会測定の各結果を踏まえて評価した騒音の侵害行為の態様と程度（判決理由中において本件設備から発生する音が申請人ら宅に到達した際の騒音レベルは喧噪感のレベルが低く、通常は人に不快感を与える程度の騒音であるとは認められず、直ちに健康被害との間の相当因果関係があるとはいえないと評価）、被侵害利益の性質と内容、本件設備の公共性、地域環境、被申請人が既に騒音低減のために行った措置の内容と効果等の諸般の事情を総合的に考慮した上で、本件設備の騒音によって申請人らが一般社会生活上受忍すべき程度を越える被害を被っているとは認められないとして請求を棄却する判決が言い渡され、確定している。したがって、前訴の口頭弁論終結時である令和3年●月▲日以前の上記被害に係る損害賠償請求権についてはその不存在について確定した判決がある。

(3) これに対し、申請人らは、前訴ではオーバーオール騒音が問題となったが、本件責任裁定申請では、特定の非常に低い周波数の音（1／3オクターブバンド周波数分析による125Hzのバンドの音）による被害を主張しているものであり、紛争の対象が異なる旨主張する。

しかし、平成12年に環境省（当時環境庁）が公表した「低周波音の測定

方法に関するマニュアル」では、我が国における低周波音苦情の実態を考慮して、およそ100Hz以下の範囲を低周波音と定義しており（公知の事実）、環境省環境管理局大気生活環境室が平成16年6月に発表した「低周波音問題対応の手引書」の低周波音問題対応のための「評価指針」における測定周波数範囲は、原則として1/3オクターブバンド中心周波数1Hzから80Hzまでとされ、「心身に係る苦情に関する参照値」も80Hzまでのものが示されている（甲B2）。このように、申請人らが本件において加害行為の内容として主張する125Hzバンドの音は、少なくとも環境省のマニュアル等においては低周波音とは定義されていない。そして、特に125Hzバンドの音について、オーバーオール騒音とは別に、心身への影響について、1Hzから80Hzまでの音と同じように評価をしなければならないという確立された知見は見当たらない。確かに、上記手引書では、低周波音に問題がない場合に、苦情の原因となる対象音が100Hz以上の騒音領域であることも考えられるため、100Hz以上に対象周波数範囲を広げて周波数分析を実施するとも記載されていて、苦情者個人の感覚特性の把握が必要ということとはできる。しかし、この記載とオーバーオール騒音との関係は明らかではなく、オーバーオール騒音について健康被害との間の相当因果関係が認められないときに、その一部である100Hzを超える特定の周波数の音に注目すれば健康被害との間に相当因果関係が認められる場合が典型的に存在することを示す記載であるということまではできず、ほかにそのような知見が確立していることを示す資料は見当たらない。そのため、125Hzバンドの音による健康被害に基づく損害賠償請求について、前訴判決で棄却されたオーバーオール騒音に係る被害に基づく損害賠償請求とは紛争の対象が異なるということまではできない。

- (4) しかも、申請人らが申請人らの感覚特性に基づき125Hzバンドの音と健康被害との相当因果関係をオーバーオール騒音との相当因果関係とは別

に特に主張したいのであれば、以下のとおり、その機会は、前訴の中で十分にあったといえることができる。すなわち、前訴において、申請人らは、被申請人に対し、損害賠償請求及び各種措置を講じることを請求していたところ、申請人らが請求していた措置の中には、「冷温水発生機の排気塔に冷温水器用低圧用の消音器を設置し、消音器の減衰量を125Hzで10dB型とすること」という、特に125Hzを明示した事項が含まれていた（前記前提事実（4）エ（イ））。なお、申請人aは、前訴提起前である平成30年2月23日付け書面においても、これとほぼ同じ内容の対策を被申請人に求めていた（同（4）ア）。

さらに、前訴において提出された申請人ら測定①の報告書には、申請人らの畑と本件設備付近で騒音を測定した結果について、A特性等価騒音レベルのみならず、1/1オクターブバンド中心周波数125Hzの値（申請人らの畑において37.1dBから39.9dB、本件設備近傍において57.0dBから67.6dB）も記載されていた（甲B4）。

加えて、同じく前訴において提出された被申請人測定①及び②の各報告書にも、本件設備付近で騒音を測定した結果について、A特性等価騒音レベルのみならず、125Hzの値（被申請人測定①において60.7dBから76.4dB、被申請人測定②において53.1dBから78dB）も記載されていた（乙25及び26）。

これらの点からすれば、申請人らは、本件裁定申請の審理対象であると主張している125Hzバンドの音に係る加害行為及びそれによる被害等について、前訴において主張立証する機会が十分にあったというべきである。

（5）なお、本件において、申請人ら代理人が前訴判決後に実施したとする測定結果（甲B1）では、申請人ら宅の作業所において125Hzバンドの音が40dBから45dBで存在した、そのdBの変化の一部を申請人aが知覚した、とされているが、この音が本件設備から発生する音であってその他の

音を含んでいないと認めるに足りる証拠はなく、他の考慮要素についても前訴判決と異なる事実があると認めるに足りる主張立証はない。

(6) 以上によれば、申請人らの令和3年●月▲日以前の被害に係る請求は、実質的には同一の紛争について、前訴において主張立証する機会が十分にあった上で認められなかった請求を、特段新たに別途審理すべき事実を伴うこともなく蒸し返すものである。これは、本件設備から発生する音についての申請人らの損害賠償請求に関する紛争については前訴の確定判決によって解決されたとの被申請人の合理的期待に反し、被申請人に二重の応訴等の負担を強いるものであるから、申請人らの令和3年●月▲日以前の被害に係る裁定申請は信義則に反して許されないものと解するのが相当であり、不適法として却下すべきである。

2 申請人らの令和3年●月■日以降令和5年6月30日までの被害に係る請求について

(1) 前訴の審理対象は、口頭弁論終結日である令和3年●月▲日までの加害行為及び被害に係る部分であるところ、本件裁定申請において、申請人らは、令和3年●月■日以降の加害行為及び被害に係る損害賠償も請求していることから、当該部分については、前訴と本件裁定申請の審理対象は異なる。

(2) しかしながら、前記のとおり、既に令和3年●月▲日までの本件設備から発生する騒音による加害行為及び被害に係る点について、騒音の侵害行為の態様と程度、被侵害利益の性質と内容、本件設備の公共性、地域環境、被申請人が既に騒音低減のために行った措置の内容と効果等諸般の事情を総合的に考慮した上で、本件設備の騒音によって申請人らが一般社会生活上受忍すべき程度を越える被害を被っているとは認められないとして請求を棄却する判断をした前訴判決が既に確定している。申請人らは、前訴判決後に申請人ら代理人が測定した際に申請人ら宅の作業所において125Hzバンドの音が40dBから45dBで存在した、そのdBの変化の一部を申請人aが知

覚した、とする点のほかに、令和３年●月■日以降に何らかの事情の変更があったことを主張しない。また、その他本件に現れた一切の事情を踏まえても、なんらか本件設備に音が大きくなるような変更が加えられたなどといった事情は認められない。

そうすると、前訴と本件裁定申請において異なっているのは、損害賠償を求める期間という時間的な側面のみで、申請人らが本件裁定申請において損害賠償請求権の発生原因として主張する加害行為や被害の内容といった事実関係は、結局、前訴とほぼ同一である。このことに、前訴及び本件裁定申請の経緯を併せ考えれば、本件裁定申請のうち令和３年●月■日以降令和５年６月３０日までの被害に係る裁定申請も、実質的には、敗訴した前訴の請求及び主張の蒸し返しにあたることが明らかであるから、信義則に反して許されないものというべきであり、不適法として却下するのが相当である。

３ 結論

以上のとおり、申請人らの本件裁定申請は、いずれも不適法な裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものであるから、公害紛争処理法（昭和４５年法律第１０８号）４２条の１３第１項の規定に基づき、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和６年７月１日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 都 築 政 則

裁定委員 若 生 俊 彦

裁定委員大橋洋一は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 都 築 政 則